

(平成22年1月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認群馬地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人のA社B所に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和63年7月1日、資格喪失日が平成14年10月31日とされ、当該期間のうち、昭和63年7月1日から同年8月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格取得日を同年7月1日とし、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和63年7月1日から同年8月1日まで
転勤に伴う事務処理誤りであることを会社が認め、既にA社B所の事業主から、資格取得日を昭和63年7月1日とする訂正届が社会保険事務所（当時）に提出されているが、厚生年金保険法第75条該当により被保険者期間とされていない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社B所における厚生年金保険の被保険者資格取得日について、同社の事業主から、当時の事務処理誤りを理由として、昭和63年8月1日から同年7月1日への資格取得日訂正届が平成21年6月22日付けで社会保険事務所（当時）に提出され、これに基づき社会保険事務所において訂正処理が行われた後の申立人の被保険者資格の得喪等が記録されている。ただし、当該期間については、政府が保険料を徴収する権利は時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の計算の基礎となる被保険者期間にはされていない。

これに対し、申立人は、上記期間について年金額の計算の基礎となる被保険者期間として認めてほしいと申し立てているものであるが、A社B所が保管していた社内報掲載の「人事異動記録」及び雇用保険の被保険者記

録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務（昭和 63 年 7 月 1 日に A 社 C 所から同社 B 所へ異動）し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 63 年 8 月の資格取得時点におけるオンライン記録から 22 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の事務処理誤りを認めていることから、事業主が当初昭和 63 年 8 月 1 日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年 7 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年6月から53年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 6 月から 53 年 8 月まで
昭和 47 年 3 月に婚姻した。その当時、夫は厚生年金保険に加入していたが、実父の勧めもあり、同年 6 月ごろ国民年金の加入手続をして、町内の集金人に国民年金保険料を納付していた。
領収書等、保険料を納付したことを証明するものは無いが、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にかかる国民年金の加入手続及び保険料を納付したと主張しているが、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、具体的な加入手続及び保険料の納付状況が不明であることから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたとの事情がうかがえない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 53 年 10 月 12 日に払い出されており、この時点では、申立期間の一部の保険料は、時効により納付することができず、ほかに保険料をさかのぼって納付した形跡は見当たらず、申立期間中に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。